

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要(平成23年度)

基金の名称	国産水産物安定供給推進事業資金
法人名	財団法人 魚価安定基金
基金額(国庫補助金等相当額)	1,138百万円(1,138百万円)(平成24年4月1日現在)
基金事業の概要	○ 水産物価格の安定のため、漁業者団体等が実施している国産水産物安定供給推進事業に助成する。

2. 見直し結果(平成23年度)

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要 (平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(※1))	○ 今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施
基金事業を終了する時期	○ 平成26年度までに事業を終了する。
次の見直し時期	○ 次回見直しは平成26年度までに実施する。
基金事業の目標	○ 消費地と産地の価格差を3.78倍以内とする。
目標達成度の評価	○ 平成23年度における消費地と産地の価格差は3.61倍であり、事業目標は達成している。
基金の保有割合	○ 算出した保有割合は、0.44であった。算出に用いた方式及び数値については、以下のとおりである。
基金の保有割合の算出	(算出に用いた方式) 保有割合＝直近年度末の基金額÷事業が完了するまでに必要となる助成金 ＝1,138÷2,581 (算出に用いた数値) 直近年度末の基金額:1,138百万円 事業が完了するまでに必要となる助成金:2,581百万円
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果(※2)	使用見込みの低い基金等の該当の有無 無 [有の場合]該当する理由 — (使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果) —
その他	—

(※1)「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日行政改革推進本部決定)

(※2)「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)」の3(4)エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要(平成23年度)

基金の名称	損失及び買取資金貸付事業資金
法人名	財団法人 魚価安定基金
基金額(国庫補助金等相当額)	3,434百万円(3,434百万円)(平成24年4月1日現在)
基金事業の概要	○ 水産物価格の安定のため、漁業者団体等が実施している国産水産物安定供給推進事業需給変動調整事業の損失金や買取資金に対して無利子貸付けを実施する。

2. 見直し結果(平成23年度)

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要 (平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(※1))	○ 今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施
基金事業を終了する時期	○ 平成26年度までに事業を終了する。
次の見直し時期	○ 次回見直しは平成26年度までに実施する。
基金事業の目標	○ 消費地と産地の価格差を3.61倍以内とする。
目標達成度の評価	○ 平成23年度における消費地と産地の価格差は3.61倍であり、事業目標は達成している。
基金の保有割合	○ 算出した保有割合は、0.68であった。算出に用いた方式及び数値については、以下のとおりである。
基金の保有割合の算出	(算出に用いた方式) 保有割合 = 直近年度末の基金額 ÷ 今後の使用見込み額(貸付残高 + 貸付見込額 - 回収見込額) = 3,434 ÷ (3,222 + 5,887 - 4,041) (算出に用いた数値) 直近年度末の基金額: 3,434百万円 貸付残高: 3,222百万円 貸付見込額: 5,887百万円 回収見込額: 4,041百万円
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果(※2)	使用見込みの低い基金等の該当の有無 無 [有の場合]該当する理由 — (使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果) —
その他	—

(※1)「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日行政改革推進本部決定)

(※2)「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)」の3(4)エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。